

〔二〕 今日の如く商人の事業が発展した時代では、最早家族だけでその事業の全部をやつて行くことはできなくなつた。だから適當の人才を求めて事業の一部を行はせることが極めて必要となり、商業使用人の地位も甚だ重きを加へるに至つたのである。主人はこれらの使用人に對しては温情を以て接し、選任を嚴重にして保護を加へ、賞罰を明にし、また年少の使用人に對してはこれを十分に監督指導して將來店の中堅にせねばならぬ。かうすることとはたゞに營業主の商業道德であるばかりでなく、雇人も安心して業務に精勵し十分に能力を發揮することができから結局は營業主にも利益となるのである。

〔三〕 使用人の方でも主人と事業とを選ばねばならぬが、一度選んだ以上はその主人を敬つて仕事に勵み、店員として守るべき心得を遵奉し一通の書簡を認めるにも、一枚の傳票を整理するにも又

荷造を手傳ふにも誠心誠意これに従事せねばならぬ。仕事の餘暇あるときはその事業に就いては勿論その他一般商業界の知識を求め、分らぬことはよく問ひ質し、常に向上心を失つてはならぬ。尙健康に留意して徳を修めるやうに心懸くべきは勿論のことである。これ等は皆雇人としての義務であり、自己の向上の道を開くと同時に公に奉ずるの所以でもある。

第三十七課 税關

〔一〕 税關は一國の貿易政策上及び財政々策上の目的を遂行するために國家が設けた機關の一つであつて、船舶の出入、貨物の輸出入、保税倉庫の入庫、出庫等總て外國貿易に關する監督及び徵稅上の事務を取扱ふ官署である。我が國では主要な開港には税關を置き、全國を劃して税關區域なるものを設け、各税關をしてこれを

分轄せしめ、内地では大藏省主税局が、朝鮮臺灣では各總督府がこれを統轄してゐる。現今、横濱・神戸・大阪・門司・長崎・函館・仁川・釜山・基隆・新義州等の主要な開港場には税関を置き、各税関區域内にある他の開港にはそれぞれ税関支署、税関出張所、税関支署出張所又は税関監視所を設けてゐる。

〔二〕 開港は外國貿易貨物の輸出入をすることを許された港であつて、外國貿易をする船がこの開港に入港するには港灣の便を利用する報償として一定の税を納めねばならぬ。これを噸税といつてゐる。現行法によれば内地では汽船は登簿噸數一噸に付、帆船は積量十石に付五錢を入港毎に納入せしめる。又その三倍を一時に納めればその後一ケ年間は何回その港に入るもこれを徴收せぬことになつてゐる。

〔三〕 關稅といふのは國家が輸出入品に對して賦課する税金であ

開港と噸税

關稅に財政的
關稅と保護關
稅とがある

つて、課税の目的が國庫の收入の増加を圖るにあるものと、自國の産業を保護する主旨に出づるものがある。前者を財政的關稅といひ、後者を保護關稅といつてゐる。現今我が國では關稅定率法を設けて左の區別に従つて輸入品に對して關稅に關する處置をしてゐる。

- 有税品
- (一) 有税品 關稅を課せられる物品で一般日用品・原料品等に對しては低き、贅澤品又は我が國の製品と競争の地位にある外國品に對しては高き稅率を適用して居る。
- 免税品
- (二) 免税品 御料品・官衙の公用品又は我が國に來遊する外國の元首及びその家族従者の使用品・外國大使・公使・領事等の所有品・旅客携帶品・再輸入品・記録文書等。
- 無税品
- (三) 無税品 内地の産業の助成のために輸入を容易にする必要ある原料品類。

禁制品

關稅の定め方

〔四〕 關稅の定め方 稅率を定めるに當つて自國の任意にするか、關係外國と相談してきめるかによつて次の二つに分れる。

國定稅率

〔一〕 國定稅率 他國と協議しないでその國が自由に決定し又變更するものである。

協定稅率

〔二〕 協定稅率 他國と協議して條約によつて決定し又變更するものである。現今我が國では稅率の大部分は國定稅率であつて、たゞ佛伊の二國に對し或特殊の貨物に限り協定稅率を設けてゐる。しかしこれ等の協定國以外の國でも條約中に最惠國約款が設けられて居る國からの輸入品は、右二國の協定稅率の適用を受ける譯である。

最惠國約款

關稅の賦課法

從量稅

〔五〕 關稅は又その賦課の標準によつて次の二種に區別せられる。
〔一〕 從量稅 貨物の重量・容積・個數等を標準として課稅するもの

從價稅

〔二〕 從價稅 貨物の價格を標準として課稅するもので、その價格は貨物の原產地又は仕入地に於ける原價の外に、荷造費・運賃・保險料その他輸入港迄の諸掛りをも含んで居る。

關稅定率表

國家はかうして輸出を獎勵してゐる

輸出通關の手續

〔六〕 國家は自國の産業を保護するために輸入品には輸入稅を課し、又輸出品に對しては輸出貿易を獎勵するために輸出獎勵金・戻稅・交付金・補助金等を與へてゐるのである。

〔七〕 輸出をするには、凡て輸出申告書に船名・國籍・仕向港・仕向地・貨物の記號・品名・個數・數量・價格・輸出者の住所・氏名等を記入して稅關に差出し、貨物の検査を受け、輸出免狀の交付を受けねばならぬ。

輸入通關の手

戻税・交付金等のある貨物を輸出する場合には、輸出申告書にその旨を記載し、證明書類を添付するのである。(第十六課の二参照)

[八] 輸入には輸入申告書に船名・國籍・貨物の仕入地又は産出地・記號・品名・個數・數量・原價及び諸費用・輸入者の住所・氏名等を記入し、別に仕入地からの送状を添へて税関に差出し、貨物の検査を受け、有税品ならば輸入税を納めて輸入免狀の交付を受け、貨物を引取るのである。但し協定税率の適用を受ける場合には、生産地にある帝國領事又はその地の商工會議所等の發行した原產地證明書を添付しなければならぬ。

原產地證明書

税関貨物取扱人は如何なるものか

[九] 輸出・輸入の通關手續は相當複雑であるから、他人のために一定の手續料を得て通關手續の一切を取扱ふ者が生じて來た。これが税関貨物取扱人であつて、不慣れた商人又は多忙な商人は彼に依頼する方が便利である。尙倉庫業者が附隨業務の一つとし

て通關手續の取扱をすることがある。(第二十七課の五参照)

第三十八課 商工會議所・同業組合

商工會議所

[一] 商工會議所は現今いづれの文明國にも見受ける重要な商工業の機關であつて、商工業の盛んな一定地域に於ける商工業の改善發達を圖るために設けられた自治團體である。商工會議所法に従ひ、多くは市の區域内にある商工業者によつて組織せられるもので、定員五十名以内の議員があつて重要な議事を行ふ。議員中から會頭一名、副會頭一名又は二名を互選し、是等役員の下に理事その他の職員があつて事務を執るものである。議員には選舉權を有する商工業者によつて選舉せられた議員と、その地區内の重要商工業を代表せしめるために選定せられた議員とがあり、別に議員定數の五分の一以内の顧問を置くことが出来る。

商工會議所とはどんな仕事を
する所か

經費は如何に
して得るか

日本商工會議
所

國際商業會議
所

〔二〕 商工會議所は商工業に關する通報・仲介又は斡旋・調停又は仲裁・證明又は鑑定・統計の調査及び編纂・營造物の設置及び管理、その他商工業の改善・發達を圖るに必要な事業を行ひ、又商工業に關する立法・行政、その他の事項につき意見を開陳・建議し、又官廳の諮問に答申する。

商工會議所の經費は議員の選舉權を有する者が負擔するのが原則であるが、この外に營造物の使用料・諸種の事務に對する手数料等によつてこれを補ふこともある。

〔三〕 現在我が國には東京を始め内地に九十八、殖民地に十二、海外に十四の商工會議所がある。是等各地の商工會議所が共同して其の目的を達するため、日本・商工・會議所が出来て居る。

〔四〕 尙、國際通商關係を圓滑にし、その發達を圖るため、これに關する重要な事項を審議・協定する目的で、國際商業會議所が設けら

同業組合

れてゐる。日・英・米・佛その他三十餘國がこれに加盟し、時々場所を變へてその總會を開く。

〔五〕 同業組合 それらの地方の同業者又はこれと營業上密接な關係のある者が、協同してその事業の改善を圖り、弊害を矯正する目的で組織する組合であつて、粗製濫造を戒め、品質を統一して製品の聲價を維持し、不正競争の防遏、同業者間に生ずる紛議の調停、その他同業の親睦のために必要な策を講じ、營業上の事項につき官廳及び商工會議所の諮問に應ずることなどがその主なる業務である。

尙、同業組合相互の聯絡をはかり、その目的の達成に便ならしめるため、種々の同業組合聯合會が設けられてゐる。

第三十九課 興信所

信用調査の必要

〔一〕 どんな商業を営むものでも信用取引を行ふに當つては、商人は相手方の資産と信用の状態を確かめねばならない。その調査の方法には自家調査と委嘱調査とがある。自家調査といふのは商人が自らその局に當つて或は直接本人につき、或は出入商人取引銀行その他の第三者について必要な照會をしたり、又は秘密に探訪して調査するのである。委嘱調査といふのは信用報道機關に調査を委託して必要な報導を得るものであつて、この信用報道機關が所謂興信所である。

〔二〕 商取引の地域が擴大し資産運用の途が無限に膨脹するに連れ、自家調査が困難又は不可能なことがあり、又これだけでは正確を期し難い場合が多い。即ち興信所は商工業者の人物・經歷・同業

興信所にはこんな職分がある

興信所の組織

者間の評判等資産信用を知るべき資料を輯めて調査を依頼する者に内報し、別に手形交換高・破産・手形の不渡等日々の出来事や風説等を調査して週報・日報等にて公表し、商工業者の便宜を計るのである。

〔三〕 興信所には會社組織に依る營利的興信所と、會員組織に依る非營利的興信所とがある。外國では營利的興信所が多く會社組織によるを例としてゐる。我が國では曾て會員組織が多數であつたが、その多くは近來會社組織に変更した。

第四十課 計理士

計理士の必要

〔一〕 經濟社會が複雑になつて行くに従ひ、各種事業の會計も亦複雑になつてきたために、會計事務に關する知識の乏しい者はその事務を處理することが難く、又事業の財産や損益の状態を明確に

知ることでもできなくなつて來た。これでは經營者としても何處にその事業の缺點があるか、如何なる點に努力すれば成績を擧げ得らるゝかも知れ得られないし、又一般公衆としても安んじて投資し得べき事業を識別することが困難になる。

〔二〕 政府はこれらの必要から會計事務に關して専門的知識のあるものに認可を與へて計理士とし、一般商工業者のために會計に關する検査・監査・證明・鑑定・整理・立案等の事務を行はしめることにした。

英米では夙に公認計理士があつて會社その他の事業及び帳簿を検査し、會社はその結果を公表して、世人に事業經營の狀態を知らしめ、信用を博する手段としてゐる。我が國でも計理士の制度が活用されて事業家は自己の損益を常に明確に知り、放資家にも安心を與へ、他面不健實な事業を淘汰し、有益な事業を盛にせしめ

計理士にはこんな職分がある

るやうになる日も近いことであらう。

第四十一課 商品検査所

商品検査所は商品の粗製濫造を警め品質の統一改良を圖り、生産地の名聲を維持するために製品を検査し等級を決定する機關である。官設のものとしては生糸検査所と花菱検査所と輸出絹織物検査所とがあり、公設のものとしては府縣立の穀物検査所羽二重検査所蠶種検査所水産物検査所がある。尙この外同業組合で製品の検査を行つてゐる例もある。

第四十二課 商品陳列所博覽會

〔一〕 商品陳列所は一般商人のためにその取引すべき商品を集めこれを陳列して参考に供せしむる商業機關である。看客はこれ

商品検査所とはこんなもの

商品陳列所はどんな目的をもつてゐるか

によつて商品の使途と代價とを知り併せて他の同種のものと比較することの便をうるものである。商品陳列所はかやうに有意義なものであるから政府も各府縣にその設立を命じてゐる。尙海外の重要都市には國産品の陳列場が設けてあつて我が國の輸出品を陳列し、或は即賣し或は説明を與へて我が商品の販路擴張に力めて居る。何れも商工業の進歩發達に貢獻する所が少くない。

〔二〕 商品陳列所は常設機關であるが、博覽會は隨時隨所に開かれるものである。これも亦各種の商品を各地から集めて一般の人の参考に供せしむるから、製造家は自己の生産品を、商人はその商品を示すによい機會である。又博覽會では審査官が出品物の審査をして品位を證明し、又これを即賣せしめて賣買の仲介をもなすものである。

博覽會は商品陳列所と如何に異なるか

商人と是等機關の利用

〔三〕 商品陳列所も博覽會も共に一堂の裡に或時代の商工業の實狀を紹介して各地各種の産業の進歩を容易に比較させる點に於て産業上甚だ有意義な事業である。もしこれを觀る人が相當の用意を以て臨むならば、その效益は莫大なものといひ得られる。殊にこの機會に廣い範圍から多數の出品人や看客が集まるのであるから、商人としては自分の店や商品を廣告するには絶好の利器である。博覽會で授與される賞牌や褒狀のみに就いて考へても、尙に商工業に善き刺戟を與へるものたる事が判明する。

實業科
商業教科書 下卷終

昭和八年七月三日印刷
昭和八年七月六日發行
昭和九年二月十四日訂正再版印刷
昭和九年二月十七日訂正再版發行

複製不許
著作權
所有

實業科
商業教科書
上卷 金六拾九錢
下卷 金六拾六錢

印刷所	代表者	發行者兼印刷者	著者
常盤印刷株式會社 <small>東京市芝區愛宕町二丁目十四番地</small>	原安三郎	金港堂書籍株式會社 <small>東京市神田區神保町三丁目八番地</small>	石川文吾

發賣所 總店 東京市芝區愛宕町二丁目十四番地
支店 東京市神田區神保町三丁目八番地

終

